毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和５年８月23日
水　曜　日

第5124号

目　　次

告　　示
○富山県建設工事標準請負契約約款の一部改正　1
教育委員会公告
○教育職員免許状の失効　2

告　　示

富山県告示第328号

富山県建設工事標準請負契約約款の一部改正について

富山県建設工事標準請負契約約款（平成８年富山県告示第 180号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和５年８月23日

富山県知事　新　田　八　朗

第35条を次のように改める。

（保証契約の変更）

㈠第35条　受注者は、前条第７項の規定により、受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更して変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、第１項又は第２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

４　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（保証契約の変更）

㈠第35条　受注者は、前条第８項の規定により、受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更して変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、第１項又は第２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

４　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（注）の１中「㈦第34条」の次に「、㈦第35条」を加え、同２中「㈠第34条」の次に「、㈠第35条」を加え、同３中「㈦第34条」の次に「、㈦第35条」を加える。

（管　理　課）

公　　　告

教育職員免許状の失効

教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）第10条第１項第２号の規定により次の教育職員免許状は失効したので、富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第８号）第18条の規定により次のとおり公告する。

令和５年８月23日

富山県教育委員会

１　失効した免許状

氏　　名	幾島　友也	
本　籍　地	富山県	
免許状の種類	教科又は領　域	授与権者
中学校教諭１種免許状	国語	東京都
高等学校教諭１種免許状	国語	東京都

２　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号ハ）に該当したため

３　失効年月日

令和５年７月26日

令和５年８月23日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番